（その１）

収支報告書

令和7 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　こくみんかいかくこんわかい

1 政治団体の名称　国民改革懇話会

2 主たる事務所の所在地　東京都千代田区永田町二丁目17番17号
JBS永田町

3 代表者の氏名　古川　元久

4 会計責任者の氏名　平田　大祐

事務担当者の氏名
石川　佳那

（電話）　03-3593-6229

（電話）

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☑ 政治資金団体	☐ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ ２以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☑ 無
公職の種類（現職・候補者の別）
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体
公職の候補者の氏名等
公職の種類等（現職・候補者の別）
公職の候補者の氏名等（２人目）
公職の種類等（現職・候補者の別）
公職の候補者の氏名等（３人目）
公職の種類等（現職・候補者の別）

受付
8.5.7
収支公開室
第　号

669 号
8.4.30
東京都選挙管理委員会
事務局

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

007220

(その２)

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	40,651,673
（前年からの繰越額）	40,604,123
（本年の収入額）	47,550
支　出　総　額	0
翌年への繰越額	40,651,673

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	0	

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	47,550	
	合　　計	47,550	

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

□　1　領収書等の写し

☑　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

□　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　4月　30日

政治団体の名称　国民改革懇話会

会計責任者の氏名　平田　大祐

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

監 査 意 見 書

令和８年４月30日

国民改革懇話会規約第８条に基づく監査の結果について、以下のとおり報告いたします。

１．実施した監査の概要

令和７年国民改革懇話会会計及び政治資金規正法（以下「法」という）第12条第１項に規定する報告書に記載された事項について、法第14条の規定に基づく監査を実施しました。

２．監査の対象となった会計帳簿、明細書及び領収書等についての意見

（１） 会計帳簿、明細書及び領収書等はいずれも保存されていると認めます。

（２） 会計帳簿には、収支の状況が記載されていると認めます。

（３） 収支報告書には、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて、収支の状況が誤りなく表示されているものと認めます。

３．その他の監査上の特記事項

特に記載すべき事項はありません。

政党の名称 国民改革懇話会

監査した者の職・氏名

会計監査

杉田裕一 杉田